

事業者が取り扱う個人情報の保護について（答申素案）

(1) 事業者の責務（現行条例第4条、第57条～第61条）

事業者については、現行の責務規定と併せ、すべての事業者を対象とした指導助言等の規定を今後も存続させることが適当である。

また、個人情報取扱指針（以下「指針」という。）については、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等との整合を図られるよう必要な見直しを行うことが適当である。その際、事業者等への指針の理解を進めていく必要がある。

- ① 法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、5000件を超える個人情報を取り扱う事業者（個人情報取扱事業者）を対象として遵守すべき義務や罰則を定め、全国一律に規制することとした。
- ② 一方、本県の条例では、すべての事業者を対象として個人情報保護への自律的な取組みを求めるなどの責務規定（条例第4条）を設け、また事業者が個人情報の適切な保護措置を講ずる際のよりどころとしての指針を作成し、公表している（条例第57条）。そして、指針に即して個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導、助言等を行うこととしている（条例第59条～第61条）。
- ③ 法では、取り扱う個人情報の量により適用対象範囲を定めているが、高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の取扱いをめぐる県民の不安感や権利利益の侵害のおそれを考慮すると、同法の義務規定の対象としていない小規模事業者に対しても、引き続き個人情報の適正な取扱いを求める必要がある。
- ④ さらに、条例（指針）では、すべての事業者に対し、センシティブ情報の特に慎重な取扱いを求めており（条例第58条）、このことは、法の対象となる事業者に対しても、現行どおりの対応が求められる。
- ⑤ このことから、事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するためには、現行条例の責務規定と併せ、事業者の規模に関わらず指針に反した取扱いを行った場合に知事の関与を認める規定（指導、助言、説明・資料提出の要求、勧告、公表）を存続させることが適当である。また、法の適用される事業者に対して、条例の適用が併置することとなっても問題はない。
- ⑥ なお、現行の指針については、法や国のガイドライン等との整合を図るなど必要な見直しを行うことが適当である。
- ⑦ また、指針は、事業者が個人情報保護を図る上での支援措置であることから、新たな指針を策定した場合、広く各事業者団体等と連携し、各種の啓発、広報活動などを通じて、広く事業者及び県民に周知し、理解の促進を図っていくことが必要である。

(2) 適用除外（現行条例第59条～第61条関係）

法第50条第1項に準じて、特定の事業者が特定の目的により、個人情報を取り扱う場合には、条例第59条ないし第61条に定める知事の関与規定（指導、説明・資料提出要求、勧告、公表）の適用を除外する旨の規定を設けることが適当である。また、法第35条第2項に準じて、事業者が特定の事業者に対して個人情報を提供する場合も同様とする。

- ① 法第50条第1項は、報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体が、それらの個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ報道、

著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的の場合は、法第4章（個人情報取扱事業者の義務、主務大臣の行政上の関与等）の規定は適用しないこととなっている。

このような特定の事業者による特定の目的による個人情報の取扱いについて適用除外とした理由は、個人情報取扱事業者の義務等の規定は、最終的には主務大臣の監督措置（法第32条～第34条）が予定されているため、表現の自由などの憲法が保障する基本的人権の侵害とならないように十分に配慮する必要があるからである。

- ② また、法第35条第2項では、法第50条第1項各号に掲げる事業者（同項各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、主務大臣の行政上の関与は行わないこととなっている。この規定が設けられたのも、①と同様の理由からである。
- ③ 以上のことは、条例においても、事業者による指針に反した取扱いがなされた場合、知事による指導・助言、説明・資料提出要求、勧告、公表（条例第59条～第61条）が予定されており、上記①、②と同様に、基本的人権の侵害とならないように十分に配慮する必要がある。
- ④ このため、法第50条第1項各号に掲げる事業者が、それらの個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ同項各号に掲げる目的であるとき及び事業者が法第50条第1項各号に掲げる事業者（同項各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、法の趣旨にかんがみ、条例第59条ないし第61条を適用除外とすることが適当である。
- ⑤ なお、条例上の知事による関与規定以外の事業者に対する規定（指針の遵守等。条例第4条、第57、58条）については、基本的に事業者による自主的な取組みを促す趣旨のものであり、一方、法第50条第3項では、法第50条第1項各号に掲げる事業者に対しても自主的な取組みを促しており、法律、条例とも同旨の規定であることから、これらの規定についてまで適用除外する必要はない。

(3) 苦情相談の処理（現行条例第62条）

事業者に対する苦情相談の処理に当たっては、関係部局等が今まで以上に相互に連携を図りながら対応することが必要である。

- ① 法第13条は、「地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理するようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めている。この規定は、苦情の対象になった事業者が取り扱うデータベースの量が5,000件を超えるかどうかにかかわらず適用されるものである。
- ② 一方、現行条例第62条では、「知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があつたときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする」と定めており、苦情相談の処理に対する県の姿勢を明確にしている。
- ③ 法の制定に伴い、苦情相談に当たって新たに考慮すべきこととして、地方公共団体の執行機関が法に基づく主務大臣の監督権限を行使することがある。そのため、苦情相談は、権限行使の端緒となる可能性があり、また権限行使に至るまでの解決を図ることが望ましいことから、今後の苦情相談の処理に当たっては、相談窓口、事業の許認可等を行う部局及び本条例所管部局が今まで以上に相互に連携を図りながら対応することが必要である。